

令和3年度 多面的機能発揮促進事業に関する計画（変更）の概要

令和3年6月30日 延岡市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第8条第4項の規定において準用する第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、同法第8条第4項において準用する第7条第6項の規定に基づき、その計画を下記のとおり公表する。

- 1号事業：多面的機能支払交付金
- 2号事業：中山間地域等直接支払交付金
- 3号事業：環境保全型農業直接支払交付金
- 4号事業：その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に資する事業

種類				実施地域等		実施期間	実施主体	備考
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無			
○				旧延岡市	無	H30～R4	水土里延岡広域協定	対象農用地面積の変更
○				北川町	無	H29～R3	家田・川坂地区環境保全会	対象農用地面積の変更
	○			北方町	無	R2～R6	菅原地区集落	交付単価の変更
	○			北方町	無	R2～R6	上崎地区集落	加算措置の変更
	○			北方町	無	R2～R6	早日渡地区集落	加算措置の変更
	○			北方町	無	R2～R6	早中地区集落	加算措置の変更
	○			北方町	無	R2～R6	荒谷地区集落	一部の地目を変更